

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p> <p>(対象工事) 第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、設計書の単価適用日が令和4年7月1日以降の次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。</p> <p>(略)</p> <p>(週休2日形の形式) 第3条(2) 週休2日制工事 ロ 休工対象日 休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5% (2/7) 以上の日数とする。<u>ただし、毎月第2週については土曜日を休工とするよう努めること。</u>なお、天候(降雨・積雪等)により休工した日も、休工と認める。</p> <p>(略)</p> <p>(週休2日の取得に要する費用の計上) 第7条(1) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事(諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事(浚渫工事、構造物工事)又は海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)の工事をいう。以下同じ。)以外の工事については、次により補正を行うものとする(別紙2参照)。 ハ 補正率 それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(週休2日の取得に要する費用の計上) 第7条(2) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事については、次により補正を行うものとする(別紙4参照)。 ロ 補正率 それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工</p>	<p style="text-align: center;">完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p> <p>(対象工事) 第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、設計書の単価適用日が令和4年4月1日以降の次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。</p> <p>(略)</p> <p>(週休2日形の形式) 第3条(2) 週休2日制工事 ロ 休工対象日 休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5% (2/7) 以上の日数とする。なお、天候(降雨・積雪等)により休工した日も、休工と認める。</p> <p>(略)</p> <p>(週休2日の取得に要する費用の計上) 第7条(1) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事(諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事(浚渫工事、構造物工事)又は海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)の工事をいう。以下同じ。)以外の工事については、次により補正を行うものとする(別紙2参照)。 ハ 補正率 それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(週休2日の取得に要する費用の計上) 第7条(2) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事については、次により補正を行うものとする(別紙4参照)。 ロ 補正率 それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工</p>

<p>場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。</p> <p>(イ) 4週8休以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費 1.05</li> <li>・機械経費(賃料) 1.04</li> <li>・共通仮設費率 1.02</li> <li>・現場管理費率 1.03</li> <li>・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙4による</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(特記仕様書)</p> <p>第9条 発注者指定型及び受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」を参照すること。」</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」を参照すること。」</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和4年7月1日から施行する。</u></p>	<p>場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</p> <p>(イ) 4週8休以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費 1.05</li> <li>・機械経費(賃料) 1.04</li> <li>・共通仮設費率 1.02</li> <li>・現場管理費率 1.03</li> <li>・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙4による</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(特記仕様書)</p> <p>第9条 発注者指定型及び受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 <a href="#">(令和4年4月1日)</a>」を参照すること。」</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 <a href="#">(令和4年4月1日)</a>」を参照すること。」</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>
---	--